

確定申告のお知らせ

確定申告は正しくお早め！
納期限は申告期限と同じ日です。

◆平成29年分の申告所得税および復興特別所得税の確定申告ならびに贈与税の申告と納税の期限は**3月15日(木)**まで

◆平成29年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告と納税の期限は**4月2日(月)**まで

※振替納税を利用される場合は、次の日に口座から自動的に引き落とされます。

- 申告所得税および復興特別所得税：4月20日(金)
- 消費税および地方消費税：4月25日(水)

平戸税務署確定申告相談のご案内

- 【会場】平戸文化センター(平戸市岩の上町1529番地)
- 【期間】2月16日(金)～3月15日(木)
- ※土・日曜日および祝日を除く
- 【受付時間】午前9時～午後4時
- 【対象】平戸税務署管内にお住まいの人
- ※右記の期間は、平戸税務署での申告相談は行いません。
- ※作成済の確定申告書の提出は、平戸税務署で受け付けています。

確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、所得税および復興特別所得税個人の消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して送信することができます。ほか、印刷した書面により提出することも可能です。

【問合せ先】平戸税務署 ☎0955012312131
※市外局番をお確かめの上、お電話ください。
※月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時。
自動音声での案内となります。

(国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>)
各種届出書、手引きなどもダウンロードでき大変便利です。ぜひご利用ください。

○e-Taxでの申告は次のようなメリットがあります。

●源泉徴収票、医療費の領収書等の添付書類が省略できます。

※確定申告期限から5年間、書類の提出または提示を求められることがありませんので大切に保管してください。

●マイナンバーカード等の提示または写しの提出が不要になります。

●還付までの期間が短縮されます。

医療費控除の申告方法が変わります！

○医療費の領収書の提出が不要になります！

平成29年分の確定申告から、医療費控除は**領収書の提出が不要**となる代わりに**医療費控除明細書**の添付が必要となります。医療費控除の明細書は国税庁ホームページからダウンロードできます。

※医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等)を提出することにより、明細書を簡単に作成できます。

※医療費の領収書は5年間保管が必要です。(税務署から提出または提示を求められることがあります。)

※平成29年分から平成31年分の確定申告までは、医療費の領収書の添付または提示による申告も可能です。

○セルフレイケーション税制(医療費控除の特例)が創設

平成29年中に購入した一部の市販薬について、税額を軽減できるようにになりました。ただし、**従来の医療費控除とは選択制であり、併用はできません。**

※利用には一定の条件があります。制度の詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunyaku/0000124853.html>

申告とマイナンバー (確定申告や市県民税・国民健康保険税申告には次の①・②が必要です)

マイナンバーカードを持参される場合は、1枚でマイナンバー確認と本人確認ができます。

みんなでつくる
マイナンバーカード



①マイナンバーを確認できるもの

- マイナンバー「通知カード」
- マイナンバーが印字されている住民票の写し など



②本人確認ができるもの

- 運転免許証
- パスポート
- 障害者手帳 など



平成 30 年度 市県民税・国民健康保険税申告受付日程表

【問合せ先】 税務課市民税係 ☎内線 113、114、138
 福島支所・鷹島支所市民課

受付会場・受付時間をご確認の上、ご来場ください。

月日(曜)	会 場	受付時間	対 象 地 区	
2 月	8日(木) 星鹿公民館	9:00～11:15	星鹿・大石	
		13:00～16:30	牟田・川原辺田・下田	
	9日(金) 青島住民センター 黒島公民館	8:45～12:00	青島	
		12:00～14:45	黒島	
	13日(火) 調川公民館	9:00～11:15	松山田・江口1	
		13:00～16:30	中免・下免・江口2・江口3	
	14日(水)	調川公民館	9:00～11:15	上平尾・平尾・大小松・前浜・前浜団地
			13:00～16:30	白井・上免・七区ノ一・七区ノ二・中興・調川宮ノ前団地
	15日(木)	東部交流センター (今福公民館)	9:00～11:15	人柱・東新町
			13:00～16:30	今福木場・本町・栄町・仲町・今福元町・恵比須町・松崎・坂野
	16日(金)	東部交流センター (今福公民館)	9:00～11:15	土肥ノ浦・浜ノ脇・北東1
			13:00～16:30	北東2・北東3・羽古場・福德・今福団地・寺上
	19日(月)	飛島集会所	9:00～11:15	仏坂・仏坂住宅・西新町・楠籠団地・滑栄・今福楓の葉団地
	20日(火)	鷹島開発総合センター	14:00～15:30	飛島
			9:30～11:15	石川・三里
	21日(水)	鷹島開発総合センター	13:00～16:30	里・神崎・阿翁
9:30～11:15			阿翁浦(1～4班)	
22日(木)	鷹島開発総合センター	13:00～16:30	阿翁浦(5～10班)	
		9:30～11:15	原・中通	
23日(金)	福島保健センター	13:00～16:30	船唐津・殿ノ浦・日比	
		9:30～11:15	播磨釜・喜内瀬	
26日(月)	福島保健センター	13:00～16:30	福崎・原	
		9:30～11:15	土谷・鍋串	
27日(火)	福島保健センター	13:00～16:30	端・里	
		9:30～11:15	伊万里釜	
28日(水)	御厨公民館	13:00～16:30	浅谷・日の浦	
		9:00～11:15	寺ノ尾下・寺ノ尾中・小船	
3 月	1日(木) 御厨公民館	13:00～16:30	大崎上・西木場・川内	
		9:00～11:15	平瀬・市場・札場・泉・駅通・池田上・御厨団地	
	2日(金)	御厨公民館	13:00～16:30	池田・前田・御厨上坊団地・北久保
			9:00～11:15	中野・神原・二反田・寺ノ尾上・田代
	5日(月) 上志佐公民館	上志佐公民館	13:00～16:30	郭公尾・大崎下・長嶺団地・板橋・御厨木場
			9:00～11:15	柚木川内・田ノ平・横辺田
	6日(火)	文化会館	13:00～16:30	稗木場・長野・笛吹
			9:00～11:15	大浜東・大浜西・不老山・潮見団地
	7日(水)	文化会館	13:00～16:30	上野・新志佐・栢ノ木・蛭子崎東・蛭子崎中・蛭子崎西・田原高層住宅
			9:00～11:15	馬場・丹花・上町・中町・立町・横町・志佐元町
	8日(木)	文化会館	13:00～16:30	西山・岸浜・白浜・白浜団地・黒汐・西日本プラント
			9:00～11:15	上高野・下高野
	9日(金)	文化会館	13:00～16:30	赤木・池成・高野団地・高野松山団地・里田原1・里田原2・田原・住吉通
			9:00～11:15	庄野・鹿ノ爪・立石川・三栄・蛭子崎団地・向町上・旭町・下庄野
	12日(月) 福島支所・鷹島支所	福島支所・鷹島支所	13:00～16:30	里1・里2・辻ノ尾
			9:30～11:15	市県民税・国民健康保険税申告追加受付
13日(火)	文化会館	13:00～16:30		
		9:00～11:15		
14日(水)	文化会館	13:00～16:30	市県民税・国民健康保険税申告追加受付	
		9:00～11:15		
15日(木)	文化会館	13:00～16:30		

※申告期間中、市役所税務課・福島支所市民課・鷹島支所市民課では申告受付を行いません。

指定された日時が都合の悪い人は、市内の別の会場で申告してください(連絡不要)。ただし、他の地区から青島・飛島・黒島の会場での申告を希望する人は、前日までに税務課にご連絡ください(書類準備のため)。